

長岡京市大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護し、震災に強いまちづくりを推進するため、要緊急安全確認大規模建築物の耐震設計又は耐震改修に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (2) 耐震診断
法第2条第1項に規定する耐震診断をいう。
- (3) 耐震設計
耐震改修又は建替えの設計であつて、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「国要綱」という。）に基づき行うものをいう。
- (4) 耐震改修
法第2条第2項に規定する耐震改修をいう。
- (5) 建替え
現に存する建築物を除却するとともに、当該建築物の敷地（これに隣接する土地を含む。）に建築物を新たに建築することをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の事業とする。

- (1) 耐震設計及び耐震判定委員会による耐震改修計画の判定等に係る事業
- (2) 耐震改修又は建替えに係る事業

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物であること。
- (2) 本市の区域内にある建築物であること。
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- (4) 国、地方公共団体その他の公的機関の所有でないもの
- (5) この要綱に基づく補助金のほか、公的機関から補助対象事業に関する同種類ものの補助金（ただし、国が実施する耐震対策緊急促進事業に基づく補助金を除く。）を受けていない建築物であること。
- (6) 耐震設計の補助金の交付を受けようとする場合にあつては、当該建築物の耐震診断を既に完了しており、耐震診断の結果、安全性が低いと診断され、耐震診断の結果について法附則第3条に基づく報告を所管行政庁に行った建築物であること。

(7) 耐震改修又は建替えの補助金の交付を受けようとする場合にあっては、前号に加え、耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となる計画が既に策定されている建築物であること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は同法第65条に規定する団体）であって、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築士事務所に対し当該建築物の耐震設計を依頼したものとする。

- 2 補助対象建築物（区分所有建築物を除く。）が複数の者の共有に属する場合にあっては、補助対象者は補助対象事業の実施について共有者の全員の同意を得ていなければならない。
- 3 所有者等において市税の滞納がないこと。

(耐震設計の要件)

第6条 耐震設計は、次に掲げる基準のいずれにも適合する者が行わなければならない。

- (1) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士である者
 - (2) 建築士法第23条第1項の規定により登録を受けた一級建築士事務所に属する者
 - (3) 耐震設計を行う建築物の構造に応じた講習（一般財団法人日本建築防災協会が実施したものをいう。）を修了した者又は市長がこれと同等と認める者であること。
 - (4) 耐震設計について十分な実績を有していることが、耐震診断者実績申告書（様式第1号）により確認できる者
- 2 耐震改修における耐震設計は、耐震判定委員会による評価を受けなければならない。

(補助対象補助金の補助対象費用)

第7条 補助交付対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、要緊急安全大規模建築物の所有者が当該要緊急安全確認大規模建築物の耐震設計、耐震改修又は建替えを実施するために要する費用とする。

- 2 耐震設計の補助対象費用は、次の各号に掲げる延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。
 - (1) 延べ面積が1,000平方メートルまでの要緊急安全確認大規模建築物
面積1平方メートルにつき3,600円
 - (2) 延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートルまでの要緊急安全確認大規模建築物
206万円に面積1平方メートルにつき1,540円を加えた額
 - (3) 延べ面積が2,000平方メートルを超える要緊急安全確認大規模建築物
308万円に面積1平方メートルにつき1,030円を加えた額
- 3 耐震改修又は建替えの補助対象費用は、面積1平方メートルにつき50,300円（市長が別に定める工法による場合は、82,300円）を限度とする。

(補助金の額)

第8条 耐震設計の補助金の額は、補助対象費用の合計額に3分の2を乗じて得た額とする。

- 2 耐震改修又は建替えの補助金の額は、要緊急安全確認大規模建築物1棟につき補助対象費用に100分の23を乗じて得た額とする。ただし、2,300万円を限度とする。

- 3 前2項の規定に基づき算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 第3条第1号に掲げる事業にあつては、次に掲げるもの。ただし、ア及びエからコまでの書類については、耐震診断に係る補助金の交付申請時に提出した書類に変更等がないときは、大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付決定通知書(様式3号)の写しを添付することにより提出を省略することができる。
- ア 法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(所管行政庁の確認を受けたものをいう。)の写し
 - イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたことが確認できる書類
 - ウ 補助事業に要する費用の見積書の写し
 - エ 区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震設計実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの(総会議事録、同意書等)
 - オ 建物の登記事項証明書(所有者の住所、氏名等を証明できる書類)
 - カ 付近見取り図
 - キ 配置図、平面図及び断面図(階数がわかるものをいう。)
 - ク 委任状(代理人が申請する場合に限る。)
 - ケ 建物外観写真(対象建築物がわかるものをいう。)
 - コ 市税の完納を証明する書類
 - サ その他、市長が必要と認める書類
- (2) 第3条第2号に掲げる事業にあつては、次に掲げるもの。ただし、ア及びオからコまでの書類については、前号までの交付申請時に提出した書類に変更等がないときは、大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付決定通知書(様式3号)の写しを添付することにより提出を省略することができる。
- ア 法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(所管行政庁の確認を受けたものをいう。)の写し
 - イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたことが確認できる書類
 - ウ 耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書
 - (ア) 耐震設計の概要を記した書類
 - (イ) 耐震設計の各図面(付近見取り図、配置図、各階平面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図)
 - (ウ) 耐震設計の構造計算書
 - (エ) 耐震設計の耐震性を証する書類の写し
 - (オ) 耐震設計の耐震性を証するための審査の申請書の副本の写し
 - エ 補助事業に要する費用の見積書の写し
 - オ 区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震設計、耐震改修又は建替えの実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの(総会議事録、同意書等)
 - カ 建物の登記事項証明書(所有者の住所、氏名等を証明できる書類)
 - キ 付近見取り図
 - ク 配置図、平面図及び断面図(階数がわかるものをいう。)
 - ケ 委任状(代理人が申請する場合に限る。)

- コ 建物外観写真（対象建築物がわかるものをいう。）
- サ 市税の完納を証明する書類（前号の交付申請時に提出したものと異なる年度の場合に限る。）
- シ その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

- 第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定し、大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）又は大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

（補助金交付申請の取下げ）

- 第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、同条の規定による決定の通知を受けたのち、事情により補助対象事業を中止する場合においては、速やかに、大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付申請取下届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出があったときは、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の内容の変更）

- 第12条 補助決定者は、第10条の規定による決定の通知を受けたのち、事情により補助対象事業の内容を変更するときは、速やかに大規模建築物耐震化緊急支援事業変更申請書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。
- 2 前2条の規定は、前項の規定による変更に準用する。

（補助事業の遂行）

- 第13条 補助決定者は、第10条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定による決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助対象事業を行わなければならない。

（実績報告）

- 第14条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに大規模建築物耐震化緊急支援事業完了実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。
- (1) 第3条第1号に掲げる事業にあつては、次に掲げるもの。
- ア 耐震設計結果概要書（様式第8号その1）
 - イ 設計図書
 - ウ 工事見積り
 - エ 耐震改修における耐震設計にあつては、耐震判定委員会による耐震改修計画の報告書の写し
 - オ 補助金事業に係る契約書の写し
 - カ 補助金事業に要した費用を支出したことを証する領収証等の写し
 - キ その他、市長が必要と認める書類
- (2) 第3条第2号に掲げる事業にあつては、次に掲げるもの。
- ア 耐震改修等結果概要書（様式第8号その2）

- イ 耐震改修等事業の実施状況を示す写真
- ウ 補助金事業に係る契約書の写し
- エ 補助金事業に要した費用を支出したことを証する領収証等の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金確定通知書（様式第9号）により当該補助決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金請求書（様式第10号）により市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。第15条の規定による通知を行った後においても同様とする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を耐震設計、耐震改修又は建替え以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付決定（一部）（全部）取消通知書（様式第11号）により当該補助決定者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金返還命令書（様式第12号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

耐震診断者又は耐震設計者実績申告書

(あて先) 長岡京市長		年 月 日	
耐震診断者 又は 耐震設計者	氏 名		
	資 格	一級建築士 大臣登録 号	
所属する 建築士事務 所	名 称 ()知事登録 ()号	
	代表者氏名		
	所 在 地		
	電 話 番 号	- -	

非木造建築物の耐震診断又は耐震設計に関して、以下の実績を有することを申告します。

事業名	建築物の構造	建築物の規模	契約期間
		地上() 階 地下() 階 延べ面積 m ²	
		地上() 階 地下() 階 延べ面積 m ²	
		地上() 階 地下() 階 延べ面積 m ²	

- 1 過去3年間程度に行った鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断又は耐震設計の実績のうち、主なものを記入してください。
- 2 記入した実績を証明する書類(耐震診断又は耐震設計の契約書等)を必要に応じて求める場合があります。
- 3 建築士免許証(写し)を添付してください。

長岡京市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付申請書

長岡京市大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 建物の概要

建 物	所 在 地	長岡京市		
	構 造 及 び 規 模	造 階建	延 べ 面 積	m ²

2. 耐震設計、耐震改修又は建替えの概要

耐震設計者	建築士事務所名	(名 称)
	所 在 地	電話 ()
耐震改修等工事 施工予定者	名称及び代表者	(名 称)
	所 在 地	電話 ()
交付申請額	円	
関係書類	<p>【耐震設計】</p> <p>(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（所管行政庁の確認を受けたもの）の写し</p> <p>(2) 補助事業に要する費用の見積書の写し</p> <p>(3) 区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震設計、耐震改修又は建替えの実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録、同意書等）</p> <p>(4) 建物の登記事項証明書（所有者の住所、氏名等を証明できる書類）</p> <p>(5) 付近見取り図</p> <p>(6) 配置図、平面図、断面図（階数がわかるもの）</p> <p>(7) 委任状（代理人が申請する場合に限る。）</p> <p>(8) 建物外観写真（対象建築物がわかるもの）</p> <p>(9) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたことが確認できる書類</p> <p>【耐震改修又は建替え】</p> <p>(1)～(9)に加え、耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書</p> <p>※いずれも、その他市長が必要と認める書類</p>	

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1	交付決定額	円
2	交付の条件	

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金について、不交付と決定しましたので通知します。

不交付の理由	
--------	--

年 月 日

長岡京市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付申請取下届

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に係る大規模建築物耐震化緊急支援事業については、下記の理由により実施しないので補助金交付申請の取下げを届けます。

記

1	交付決定額	円
2	取下げの理由	

年 月 日

長岡京市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

大規模建築物耐震化緊急支援事業変更申請書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に係る大規模建築物耐震化緊急支援事業については、下記の理由により内容を変更したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1	変更を必要とする理由	
2	変更内容	

※関係書類

1. 変更内容がわかる図書等
2. 耐震設計、耐震改修又は建替えの実施に要する費用の変更概算見積書
3. その他必要なもの

年 月 日

長岡京市長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

印

大規模建築物耐震化緊急支援事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に係る大規模建築物耐震化緊急支援事業の完了実績について、下記のとおり報告します。

記

1	実施期間	自 年 月 日
		至 年 月 日
2	事業に要した費用	円
3	交付決定額	円
4	関係書類	<p>【耐震設計】</p> <p>(1) 耐震設計結果概要書（様式第8号その2）</p> <p>(2) 設計図書</p> <p>(3) 工事見積り</p> <p>(4) 耐震改修の設計にあつては、耐震判定委員会による耐震改修計画の報告書の写し</p> <p>(5) 補助事業に係る契約書の写し</p> <p>(6) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書等の写し</p> <p>【耐震改修又は建替え】</p> <p>(1) 耐震改修等結果概要書（様式第8号その3）</p> <p>(2) 補助事業の実施状況を示す写真</p> <p>(3) 補助事業に係る契約書の写し</p> <p>(4) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収証等の写し</p> <p>※いずれも、その他市長が必要と認める書類</p>

(表)

耐震設計結果概要書

1 耐震設計者

耐震設計者	氏名	
	登録番号	建築士 登録第 号
	講習会修了番号	
所属事務所	名称	
	所在地	
	代表者名	
	登録番号	知事登録第 号

2 建築物の概要 (要緊急安全確認大規模建築物)

名称	
所在地	
用途	(うち附則第3条の対象となる用途:)
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ面積	m ² (うち附則第3条の対象となる用途部分: m ²)

3 設計の概要

4 事業計画の概要

耐震改修又は建替え	<input type="checkbox"/> 予定する (希望を含む) <input type="checkbox"/> 未定	
	予定期間	[] [] [] 年 [] [] 月 ~ [] [] [] 年 [] [] 月
	耐震改修等に要する費用	[] [] [] [] [] [] [] [] 千円 (概算)

(表)

耐震改修等結果概要書

1 設計者

設計者	氏名	
	登録番号	建築士 登録第 号
	講習会修了番号	
所属事務所	名称	
	所在地	
	代表者名	
	登録番号	知事登録第 号

2 工事施工者

工事施工者	名称	
	所在地	
	代表者名	

3 建築物の概要 (要緊急安全確認大規模建築物)

名称	
所在地	
用途	(うち附則第3条の対象となる用途：)
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ面積	m ² (うち附則第3条の対象となる用途部分： m ²)

4 補助事業の概要

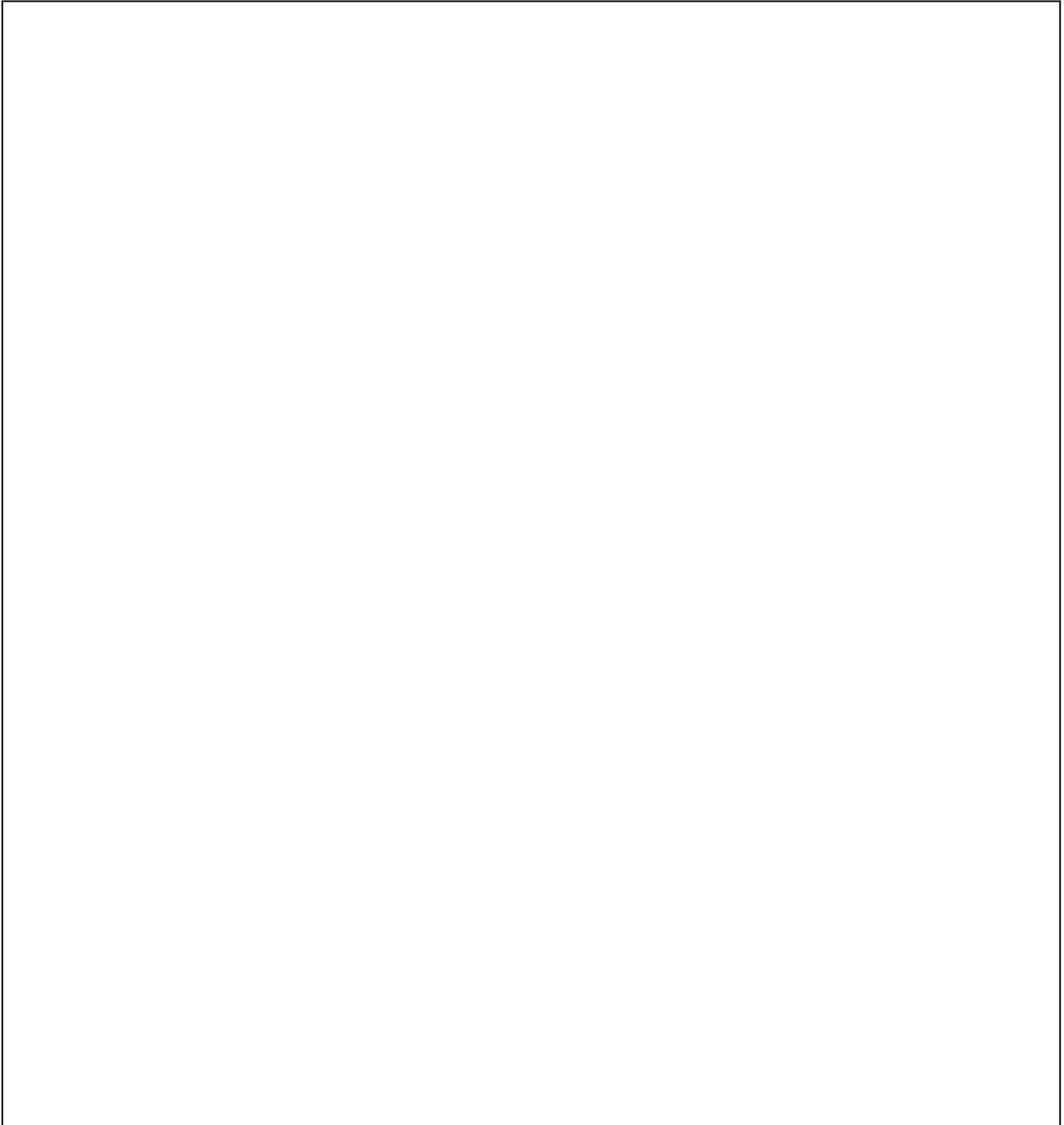
交付決定日及び番号	年 月 日 第 号
交付予定額	円
補助事業着手日	年 月 日
補助事業完了日	年 月 日

(裏)

5 工程表

工程	1	2	3	4	5	6

6 補助事業の実施の状況が判る写真



様式第9号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付、完了実績報告書の調査確認の結果、年 月 日付け 第 号の
交付決定通知に係る大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金の額を、下記のとおり確定した
ので通知します。

記

補助金確定額

円

長岡京市長 様

申請者
住 所
氏 名
電話番号

大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金請求書

長岡京市大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1	建築物の概要	名称	
		所在地	
2	番号及び交付確定日	第 号	
		年 月 日	
3	支払請求額		円
4	振込先	金融機関名	支店名
		預金の種類	普通・当座
		口座番号	
		フリガナ	
		口座名義人	

様

長岡京市長

大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金交付決定（一部）（全部）取消通知書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に係る大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金の交付について、下記のとおり決定の一部・全部の取消しを決定したので通知します。

記

1	交付決定額	円
2	取消額	円
3	取消しの理由	

様

長岡京市長

大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号の確定に係る大規模建築物耐震化緊急支援事業費補助金については、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1	返還金額	円
2	返還期限	年 月 日まで